

軽油を販売されている販売店の方へ

軽油の販売と消費税

(消費税の正しい納税のために)

《改訂版》

軽油販売委託契約書

株式会社ABC石油（特別徴収義務者、以下「甲」という。）と株式会社全国石油販売（販売業者、以下「乙」という。）とは、下記のとおり軽油の販売委託契約を締結する。

- 乙は月間およそ100k
- 乙は平成元年4月甲から当たり軽油引取税抜きk1
- 上記指定価格以上の販売して甲から乙に支払われたときは、予め甲の承諾を得な指定期格との差は乙の負担
- 乙の販売数量に甲の指定支払う。

売上帳						
年 月 日	取引税	品目	数量	単価	売上金額	
12 1	㈱あおい商店	ガソリン	40	135	5400	②
	松井牛乳店	軽油	37	80	2960	②
	遠藤新聞店	ガソリン	7	137	959	
	モリ運送(㈱)	軽油	65	78	5070	②
	サイトウ商会(㈱)	ガソリン	43	136	5848	
	加藤電気	ガソリン	32	137	4384	
	日本商事(㈱)	灯油	750	52	39000	
	A B C興産(㈲)	軽油	56	78	4368	②
	山田商事(㈱)	軽油	51	78	3978	②
	㈱あおい商店	ガソリン	37	135	4995	
4	岡本サービス(㈱)	ガソリン	48	137	6576	
	齊藤不動産	灯油	72	52	3744	
	遠藤新聞店	ガソリン	5	137	685	
	モリ運送(㈱)	軽油	60	78	4680	②

平成11年9月

最近、軽油販売における消費税の取扱いについていろいろと情報が流れていますが、軽油の販売と消費税の関係は従来と全く変わっておりません。

したがって、従来どおりの方法で事務処理や消費税の申告納付が適切に行なわれていれば、問題は生じません。

なお、経営者の代替りやパソコンの導入等を契機として、誤った処理が行われている例が報告されています。

あなたのお店の事務処理等は適切でしょうか。

この手引書にしたがって、事務処理等が適切に行われていることを再確認してください。

特に、消費税の申告納付については、この手引書を参考に間違いないように行ってください。

全国石油商業組合連合会編

1. 軽油販売における消費税の取扱いは正しく行っていますか

(1) 委託販売方式とは

平成元年4月に消費税が導入された際に、軽油引取税の税体系から、特約店（特別徴収義務者）が消費者に販売する軽油と、販売店が消費者に販売する軽油とでは、消費税に差が生じてしまうことになりました。

これは当時「軽油の二重価格の発生」と呼ばれ、販売店の軽油販売に大きな支障が生じることが予想されたため、石油業界として、大蔵省、通産省に解決策を要望しました。

この結果、「委託販売」の考え方を導入することにより解決が図られました。

委託販売の考え方とは、販売店が、

- ① 仕入先の特約店（特別徴収義務者）との間で、軽油に関する委託販売契約を結ぶこと。
- ② 委託販売であることを証するために、自社（販売店）の軽油販売に関する帳簿等に^{委託}の判を押すなどの一定の事務処理を行うこと。
- ③ 消費税の申告納付にあたっては、軽油については売上高と仕入高との差額（粗利益）を委託販売手数料として納付税額を計算すること。

との措置を講じることにより、販売店の給油所で販売する軽油については、特約店の委託によるものとされ、特約店（特別徴収義務者）と同様に軽油の中味価格に消費税を課税すればよいことになります。

(2) 「軽油の販売と消費税」（改訂版）の作成

委託販売とされるためには、上記のように、①委託販売契約を結ぶ、②帳簿等に一定の事務処理を行う、③軽油の売買差益を委託販売手数料として消費税の納付税額を計算する、という3つの条件を満たすことが必要です。

このため、平成4年3月、大蔵省・国税庁の監修を得て、軽油販売にかかる事務処理や申告納付の方法等についての手引書『軽油の販売と消費税』を作成し、全国の特約店や販売店の皆様方に配布して適切な事務処理を行うようお願いしました。しかし、相当の期間を経過したことから、改めて国税庁の監修を得て、『軽油の販売と消費税』の改訂版を作成しましたので、この手引書に従い正しい事務処理を行ってください。

2. 委託販売契約の結びかた

- 仕入先が1社の場合はその仕入先と結びます。
- 仕入先が複数の場合は、一部の仕入先だけと委託販売契約を結んでも効力は全体に及びませんので、すべての仕入先と結ぶことが必要です。

軽油を一つの仕入先だけから仕入れている場合は、その仕入先と委託販売契約を結んでください。

複数の仕入先から軽油を仕入れている場合で、そのうちの一つの仕入先とだけ委託販売契約を結んで他の仕入先とは契約を結ばない販売店がいまだにあります、一つの仕入先とだけ委託販売契約を結んでもすべての仕入先に効力が及ぶものではありません。

軽油の仕入先が複数の場合で、販売する軽油についてすべて“委託販売”とする場合は、すべての仕入先と委託販売契約を結ぶ必要がありますのでご注意ください。

3. 必要な事務処理 —帳簿等における具体的処理方法—

- 帳簿等における必要な事務処理の具体的な方法は次のとおりです。
 - ①軽油に関する委託販売用の専用帳簿を作成する。
又は
 - ②帳簿の軽油の売上、仕入に関する部分に ④ のスタンプを押す等により、通常の売買の売上、仕入と区分する。

(1) 軽油に関する委託販売用の専用帳簿を作成する場合

委託販売用の専用帳簿（受払い台帳等）を作成する方法は、既存帳簿を利用する方法に比べ、記帳ミス等を防止できるなど一番望ましい方法と考えられます。（専用帳簿の例は6頁にあります。）

(2) 専用帳簿以外の帳簿等を活用する場合

専用帳簿以外の帳簿を活用して処理することもできます。

この場合、軽油の仕入れに関しては「仕入帳」を、売上げに関しては「日計表」、「売上帳」、「得意先元帳」または「軽油売上月報」等のいずれかの帳簿を活用することになります。

この場合は、必要な事務処理を怠りがちになりますので、十分注意してください。
（「仕入帳」や「売上帳」等を活用する例は8頁にあります。）

4. 正しい消費税等の申告方法について

1. 消費税

- 軽油の販売に係る課税売上高の計算方法は、委託販売契約を結んでいるかどうかにより異なります。
仕入先と委託販売契約を結んでいる軽油については、軽油の当期売上高と当期仕入高の差額（軽油の粗利益=委託販売手数料にあたる分）を課税売上高とすることになりますので、注意してください。
- ガソリン、灯油といった軽油以外の石油製品や一般の商品については、当然ながら売上高を課税売上高、仕入高を課税仕入高として計算します。

(1) すべての仕入先と委託販売契約を結んでいる場合

すべての軽油の販売が“委託販売”となりますから、軽油の売上高と仕入高の差額（軽油の粗利益=委託販売手数料にあたる分）を課税売上高として計算します。したがって、軽油の課税仕入れは発生しないことになります。

なお、委託軽油以外のガソリン、灯油等の商品については、当期売上高を課税売上高とし、当期仕入高を課税仕入高として計算します。

【設例1】すべての仕入先と委託販売契約を結んでいる場合

(単位：円)

[当期売上高] (税抜)	[当期仕入高] (税抜)
軽油 84,000,000…① (軽油引取税) (32,100,000)	軽油 72,000,000…④(軽油粗利 12,000,000…A) (軽油引取税) (32,100,000)
ガソリン 200,000,000…②	ガソリン 180,000,000…⑤
灯油他 50,000,000…③	灯油他 35,000,000…⑥
合計 334,000,000	合計 287,000,000

(消費税の申告納付額の計算の概要)

一般課税方式

課税売上高 262,000,000円 (A+②+③)……軽油は粗利分だけとなります。

課税仕入高 215,000,000円 (⑤+⑥) ……軽油仕入分は除外します。

$$\begin{aligned} \text{消費税納付額} &= (262,000,000 \times 5\%) - (215,000,000 \times 5\%) \\ &= 13,100,000 - 10,750,000 \\ &= 2,350,000\text{円} \end{aligned}$$

9ページ以降に、一般課税方式及び簡易課税方式それぞれの申告書の具体的な記載例を載せておりますので、こうした計算例を参考に適正な申告納付を行ってください。

(2) 一部の仕入先とだけ委託販売契約を結んでいる場合

委託販売契約を結んでいる仕入先から仕入れた軽油分については、軽油の当期売上高と当期仕入高との差額(軽油の粗利=委託販売手数料)が消費税上の課税売上高になります。

また、委託販売契約を結んでいない仕入先から仕入れた軽油分については、軽油引取税込みの売上高が課税売上高となります。課税仕入高は軽油引取税抜きの仕入額となりますので、注意が必要です。(軽油引取税は仕入税額控除の対象となりません。)

なお、当然のことながら、売上帳等にすべて^委のスタンプを押したからといって、販売したすべての軽油について委託販売とすることはできません。あくまでも委託販売契約を結んでいる仕入先から仕入れた軽油の数量だけしか委託販売として処理できません。

一部の仕入先とだけ委託販売契約を結んでいる場合で、当期の仕入数量と販売数量に差がある場合は、委託販売に係る数量と通常販売に係る数量の算定は、仕入数量比率により計算します。

なお、委託分と通常販売に区分されている場合には、その区分されている金額で計算します。

(計算例) 仕入数量125 KL (内、委託販売分85 KL、通常販売分40 KL)、当期販売数量120 KL の場合

$$\text{委託販売分として扱う数量} = 120 \text{ KL} \times 85 \text{ KL} / 125 \text{ KL} = 81.6 \text{ KL}$$

$$\text{通常販売分として扱う数量} = 120 \text{ KL} \times 40 \text{ KL} / 125 \text{ KL} = 38.4 \text{ KL}$$

(3) まったく委託販売契約を結んでいない場合

委託販売契約を結んでいない仕入先から仕入れた軽油については、軽油引取税込みの売上高が課税売上高となります。課税仕入高は軽油引取税抜きの仕入額となりますので注意が必要です。(軽油引取税は仕入税額控除の対象となりません。)

まったく委託販売契約を結んでいない場合の消費税の納付税額の計算は、売上/仕入勘定に基づく計算となります。

2. 法人税等で使用する勘定科目

委託販売であれば、本来「委託販売勘定」で処理すべきですが、従来から売上/仕入勘定で処理している経緯がありますので、委託販売契約を結んでいる場合であっても従来どおりの勘定科目のままでよいとされています。

従って、軽油についてはすべて軽油引取税込みの価格とし、売上/仕入勘定により処理することができます。

5. こんな場合は

①必要な事務処理をしていない場合

委託販売契約を結んでいても、必要な事務処理をしていないものは“委託販売”ではなく通常の販売（通常の売上げ、仕入れ処理）に当たります。

したがって、軽油の売上高と仕入高の差額（軽油の粗利益＝委託販売手数料にあたる分）だけを課税売上高として消費税を申告しても、税務調査の際にその事実が判明すると消費税を追徴されることになります。

当然ながら、この負担額は、軽油の取扱数量が多ければ多いほど大きな金額となりますので、面倒だとか、うっかりしていた、とかいって憚ることのないよう必要な事務処理を必ず行ってください。

（計算例）軽油の月間取扱数量が100 KL の販売店の場合

$$100 \text{ KL} \times 12 \text{ 月} = 1,200 \text{ KL/年}$$

$1,200 \text{ KL} \times 1.605 \text{ 円/ l } (*) = 1,926,000 \text{ 円/年}$ の負担となります。

(*) 1 lあたりの消費税負担額： 32.10 円/ l （軽油引取税額） $\times 5\% = 1.605 \text{ 円/ l}$

②スポット的に軽油を仕入れる場合

販売する軽油の一部をスポット的（一時的）に仕入れる場合でも、その仕入先と委託販売契約を結べば中味価格に消費税を課税して販売することができますが、委託販売契約を結ぶことができない場合は、スポットで仕入れた分の軽油については、軽油引取税込みの価格に消費税を課税して販売することが必要です。

なお、いちいちお客様に消費税に差をつけて販売するわけにはいかないからといって、委託販売契約を結んでいない仕入先からスポットで仕入れた分についても、消費税を課税しないで販売した場合であっても、当該スポット仕入れ分の軽油については、軽油引取税込みの価格を課税売上げとする必要があります。

この場合の事務処理は、前記 4—1—(2)の「一部の仕入先とだけ委託販売契約を結んでいる場合」と同じになります。

6. 帳簿の例

(1) 軽油専用の委託販売用の受払い台帳を作成する場合

【例1】軽油専用の受払台帳

委託軽油受払帳（市販されている商品出納帳を使用した例）

(品名) 軽油									
年 月 日	摘要	入			出			残	
		数量	@	金額	数量	@	金額	数量	金額
	前月在庫							800	46,960
12 1	永田町興産(株)	1,000	58.7	58,700					
	松井牛乳店				37	80	2,960		
	現会員等				200	—	17,000		
2	モリ運送(㈱)				65	78	5,070		
	A B C 興産(有)				56	78	4,368		
	山田商事(㈱)				51	78	3,978		
	現会員等				230	—	19,550		
3	モリ運送(㈱)				60	78	4,680		
	岩間酒店				56	79	4,424		
	中村青果				33	78	2,574		
	現会員等				270	—	22,950		
5	モリ運送(㈱)				65	78	5,070		
	山田商事(㈱)				55	78	4,290		
	A B C 興産(有)				53	78	4,134		
	現会員等				375	—	31,875		

この帳簿は、POSで作成しても、手書きで作ってもよいとされています。

(2) 専用帳簿以外の帳簿等を活用する場合

(a) 仕入帳について

POSで仕入帳を作成している場合、手書きの仕入帳を作成している場合、仕入先からの納品書や請求書、または出荷伝票等を仕入帳として利用している場合などいずれの場合でも処理方法は同じです。

現在使用している帳簿に次のいずれかの処理を行うことが必要です。

- ①軽油の欄に ② の印を押すこと。（＊などの印を軽油の欄に表示し、欄外に“＊印は委託販売である”と表示する方法でもよい。）
- ②余白に“軽油は委託販売である”旨をPOSで表示する。（POSで表示する代わりに、手書き、ゴム印等で表示しても差し支えない。）
- ③仕入帳の表紙に“軽油は委託販売である”旨をPOSで表示する。（POSで表示する代わりに、手書き、ゴム印等で表示しても差し支えない。）

(b) 売上帳について

売上に関する事務処理は、「日計表」、「売上帳」、「得意先元帳」または「軽油売上月報」を利用する方法があり、利用しやすい方法を選択して差し支えありません。

1) 「日計表」を利用する場合

POSで作成される日計表（「POS日報」、「売上日計表」等名称はいろいろですが、軽油の一日の総販売量及び売上金額が記載されているもの。）に次のいずれかの処理を行うことが必要です。

- ①日計表の綴りの表紙に“軽油は委託販売である”旨を表示する。（手書き、ゴム印等でよい。）
- ②軽油の欄に^委の判を押す。
- ③軽油の欄に「委託」等と印字するか、余白に“軽油は委託販売である”旨を表示する。
- ④軽油の欄に「※印」等を印字し、日計表の綴りの表紙等に“※印は委託販売である”と表示する。

2) 「売上帳」を利用する場合

売上帳に次のいずれかの処理を行うことが必要です。

- ①売上帳の表紙に“軽油は委託販売である”旨を表示する。（手書き、ゴム印等でよい。）
- ②軽油の欄に^委の判を押す。

3) 「得意先元帳」を利用する場合

POSや手書きで作成する得意先元帳に次のいずれかの処理を行うことが必要です。

なお、現金客の売上を記録しておく必要がありますので、どの場合でも「現金客」の項目を設けて記入する必要があります。

- ①得意先元帳の表紙に“軽油は委託販売である”旨を表示する。（手書き、ゴム印等でよい。）
- ②得意先ごとの軽油の欄に^委の判を押す。
- ③得意先ごとの軽油の欄に「委託」等と印字するか、余白に“軽油は委託販売である”旨を表示する。
- ④得意先ごとの軽油の欄に「※印」等を印字し、余白に“※印は委託販売である”と表示する。

4) 「軽油売上月報」を利用する場合

POSで作成することができる軽油売上月報（軽油の販売日、販売量、販売金額が確認できるもの）を利用する場合は次のいずれかの処理を行うことが必要です。

なお、現金客の売上を記録しておく必要がありますので、「現金客」の項目を設けて記入する必要があります。

- ①表題等を「軽油委託販売月報」と改める。
- ②“委託販売用の帳簿であること”を欄外等に明記する。（ゴム印を押す、綴りの表紙に委託販売用の帳簿である旨を表示する方法でもよい。）

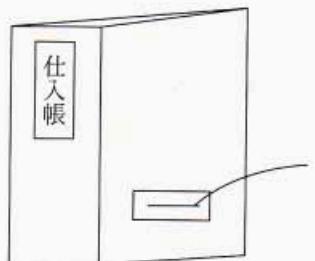
【例2】仕入帳（仕入先元帳）

仕入先 永田町石油㈱	品 名	数量	単 位	金 額
	※は委託販売			軽油は委託販売
月 日				
10 1	レギュラーガソリン	10,000	105	1,050,000
3	プレミアムガソリン	4,000	115	460,000
② 5	軽油※	4,000	58	232,000
7	灯油	8,000	35	280,000
10	レギュラーガソリン	10,000	105	1,050,000
13	灯油	6,000	35	210,000
② 15	軽油※	4,000	58	232,000
17	レギュラーガソリン	10,000	105	1,050,000

(2)の例
余白にPOSで印字(手書き、ゴム印)する場合の例

(1)の例
※を表示する場合の例

③の例
②の印を押す場合の例



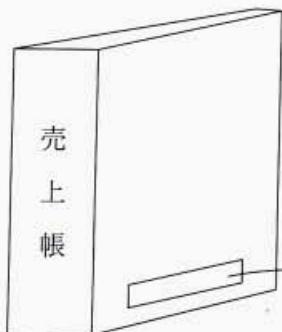
軽油は委託販売

(3)の例
表示に表示する場合の例

【例3】売上帳を利用する場合

売 上 帳						
年 月 日	取引税	品 目	数量	単価	売上金額	
12 1	㈱あおい商店	ガソリン	40	135	5400	②
	松井牛乳店	軽油	37	80	2960	
	遠藤新聞店	ガソリン	7	137	959	
3	モリ運送㈱	軽油	65	78	5070	②
	サイトウ商会㈱	ガソリン	43	136	5848	
	加藤電気	ガソリン	32	137	4384	
	日本商事㈱	灯油	750	52	39000	
	A B C 興産㈲	軽油	56	78	4368	②
	山田商事㈱	軽油	51	78	3978	②
	㈱あおい商店	ガソリン	37	135	4995	
	岡本サービス㈱	ガソリン	48	137	6576	
	齐藤不動産	灯油	72	52	3744	
4	遠藤新聞店	ガソリン	5	137	685	
	モリ運送㈱	軽油	60	78	4680	②

(1)の例
表紙に表示する場合の例



軽油は委託販売

(2)の例
②の印を押す場合の例

7. 申告書の記載はこうします

1. 一般課税方式による消費税申告書の記載例

(設例)

1 納税地	東京都千代田区永田町2-17-14 〒100-0014 電話 03-3593-×××
2 名称又は屋号	(株)全国石油販売
3 代表者氏名	全石一郎
4 経理担当者氏名	石油花子
5 課税期間	平成10年10月1日から平成11年9月30日まで
6 課税売上高等の状況	
(1)課税期間中の売上高	(円)
①ガソリン、灯油等の課税売上高（税込）	395,000,000
(内訳) ガソリン、灯油等の売上高	300,000,000
軽油委託販売手数料	80,000,000
点検整備手数料	8,000,000
保険代理店手数料	5,000,000
自動販売機売上高	2,000,000
②非課税売上高	2,000,000
(2)売上対価の返還等の金額（課税売上げに係るもの/税込）	18,600,000
(3)課税期間中の課税仕入れの金額（税込）	308,400,000
(4)仕入対価の返還等の金額（課税仕入れに係るもの/税込）	12,500,000
(5)貸倒れ処理した金額（税込）	1,500,000
(6)中間納付消費税額	1,400,000
(7)中間納付地方消費税額	350,000
(8)基準期間の課税売上高	359,253,655

(作成する申告書類)

- 1 消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）……………10ページ
- 2 付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）……………11ページ

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折つたり汚したりしないでください。)

この用紙はとじこまないでください。

G K O 3 0 1

第27-(1)号様式

平成11年11月30日		税務署長殿 課税署長
納税地	麹町 東京都千代田区永田町2-17-14 (電話番号 03-3593-XXXX)	
(フリガナ) 名称 又は屋号	センソウセキヨハシバヤ	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	センセキイチロウ 全石一郎	
経理担当者 氏名	石油花子	

※ 税 務 署 処 理 欄	一連番号		
	所管	要否 整理番号	□□□□□□□□□□
	申告年月日	平成 □□年□□月□□日	
	申告区分	指導等	□□□
	郵便官署消印	確認印	省略 年月日
	年月日		年月日
	指導年月日	相談区分1区分2区分3	
平成	□□□□□□□□		

自 平成 10年10月01日 課税期間分の消費税及び地方
至 平成 11年09月30日 消費税の(確定)申告書

(中間申告 自 平成 □□年□□月□□日)
の場合
対象期間 至 平成 □□年□□月□□日

平成九年四月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額 ①	十光千百十億千百十萬千百十円	376,190,000 03
消費税額 ②		150,476,000 06
控除过大調整税額 ③		07
控除対象仕入税額 ④		11,272,380 08
返還等対価に係る税額 ⑤		708,571 09
税 貸倒れに係る税額 ⑥		57,142 10
額 控除税額小計 ⑦ (④+⑤+⑥)		120,380,93 11
控除不足還付税額 ⑧ (⑦-②-③)		0 12
差引税額 ⑨ (②+③-⑦)付表3(3)		30,095,00 13
中間納付税額 ⑩		14,000,00 14
納付税額 ⑪ (⑨-⑩)		16,095,00 15
中間納付還付税額 ⑫ (⑩-⑨)		0 16
この申告書既確定税額 ⑬ が修正申告である場合		0 17
差引納付税額 ⑭		0 18
課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮		358,476,191 19
割合 ⑯ 購税売上高の譲渡等の対価の額		360,476,191 20

参考事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 31
	延滞基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 34
	規則22条1項の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 35
	控除税額の計算方法	<input type="checkbox"/> 95%未満 個別対応式 <input type="checkbox"/> 一括比例配分方式 <input type="checkbox"/> 95%以上 全額控除 41
	課税標準額	4%分 376,190 千円 旧税率 分 3%分 千円 内訳 分 千円
ii	消費税額	4%分 15,047,600 円 旧税率 分 3%分 円 内訳 分 円
	限界控除税額(付表3(2))	円
	基準期間の課税売上高	359,253,655 円
	還付を受けようとする金融機関等	銀行・信託・融資 本店・支店
	i	預金 口座番号
	ii	郵便局 (窓口受取りの場合は、郵便局名のみ書いてください) 貯金記号番号 (郵便貯金混込みの場合) -
	※税務署整理欄	

この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準額 ⑰ (付表1(2B))		51
となる消費税額 ⑱ (付表1(2B))	30,095,00 52	
譲渡割額 ⑲ (⑰×25%)		53
納稅税額 ⑳ (⑱×25%)	75,230,00 54	
中間納付譲渡割額 ㉑	35,000,00 55	
納付譲渡割額 ㉒ (㉑-㉑)	40,230,00 56	
中間納付還付譲渡割額 ㉓ (㉑-㉑)	0 57	
この申告書既確定譲渡割額 ㉔ が修正申告である場合	0 58	
差引納付譲渡割額 ㉕ (㉔-㉔)	0 59	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖	201,180,00 60	

※=(⑯)+(⑰)-(⑱+(㉑+㉒+㉓))-修正申告の場合※=(⑯+⑰)

※が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

税理士 署名押印 (電話番号) (印)

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	10.10.1 ~ 11.9.30	氏名又は名称	(株)全国石油販売
項			金額		
	課 税 売 上 額(税抜き)	①	358,476,191 円		
	免 税 売 上 額	②			
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③			
	課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 價 の 額 (①+②+③)	④	358,476,191 ※申告書の⑤欄へ		
	課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 價 の 額 (④の金額)	⑤	358,476,191		
	非 課 税 売 上 額	⑥	2,000,000		
	資 産 の 讓 渡 等 の 対 價 の 額 (⑤+⑥)	⑦	360,476,191 ※申告書の⑥欄へ		
	課 税 売 上 割 合 (④/⑦)		99.44 % ※端数切捨て		
	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 價 の 額 (税込み)	⑧	295,900,000		
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑨	11,272,380		
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑩			
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受ける) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑪			
	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨+⑩±⑪)	⑫	11,272,380		
	課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑫の金額)	⑬	11,272,380		
課 税 売 上 95 割 合 未 満 の 場 合	個 別 対 応 方 式	⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭		
		⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑮		
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑭+(⑮×④/⑦))]	⑯		
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/⑦)	⑰		
控 除 税 の 額 調 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額			⑱	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額			⑲	
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯+⑰)又は⑲の金額)±⑱±⑲]がプラスの時	⑳	11,272,380 ※申告書の④欄へ		
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯+⑰)又は⑲の金額)±⑱±⑲]がマイナスの時	㉑			
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額			㉒		

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑪欄と⑫欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

2. 簡易課税方式による消費税申告書の記載例

(設例)

1 納税地 東京都千代田区永田町2-17-14
TEL 100-0014 電話 03-3593-XXXX
2 名称又は屋号 株式会社全国石油販売
3 代表者氏名 全石一郎
4 経理担当者氏名 石油花子
5 課税期間 平成10年10月1日から平成11年9月30日まで
6 課税売上高等の状況

(1)課税期間中の売上高 (円)

①ガソリン、灯油等の課税売上高（税込） 183,500,000

第1種事業	ガソリン、灯油等の売上高（事業者向け）	100,000,000
第2種事業	ガソリン、灯油等の売上高（消費者向け）	60,000,000
	自動販売機売上高	500,000
第4種事業	保険代理店手数料	1,000,000
	軽油委託販売手数料	20,000,000
第5種事業	点検整備手数料	2,000,000

(2)売上対価の返還等の金額（課税売上げに係るもの/税込） 2,800,000

うち第1種事業分 2,000,000

第2種事業分 800,000

(3)貸倒れ処理した金額（税込） 500,000

(4)中間納付消費税額 400,000

(5)中間納付地方消費税額 100,000

(6)基準期間の課税売上高 172,346,956

(作成する申告書類)

1 消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用） 13ページ

2 付表5 控除対象仕入税額の計算表 14ページ

この用紙はとじこまないでください。

G K O 4 0 1

第27-(2)号様式

平成11年11月30日 申告印	麹町 税務署長殿
納税地 東京都千代田区永田町2-17-14 (電話番号 03-3593-XXXX)	
(フリガナ) 名称又は屋号 株式会社 全国石油販売	ゼンエイソウバンライ
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名 全石一郎 <small>センシキイチロウ</small> <small>全石</small>	
経理担当者氏名 石油花子	

※ 税 務 署 處 理 欄	一連番号						
	所管 課 税 務 署 處 理 欄	要否	整理番号				
	申告年月日	平成□□年□□月□□日					
	申告区分	指導等	厅指定	局指定			
	郵便官署消印	確認印		省略年月日			
	年月日	年月日					
	指導年月日	相談区分1	区分2	区分3			
	平成						

自 平成10年10月01日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書
至 平成11年09月30日

中間申告 自 平成□□年□□月□□日
の場合の
対象期間 至 平成□□年□□月□□日

平成九年
四年
一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折つたり汚したりしないでください。)

この申告書による消費税の税額の計算	
課税標準額 ①	174761000
消費税額 ②	6990440
貸倒回収に係る消費税額 ③	
控除対象仕入税額 ④	5880350
返還等対価に係る税額 ⑤	106666
貸倒れに係る税額 ⑥	19047
控除税額小計 ⑦ (④+⑤+⑥)	6006063
控除不足還付税額 ⑧ (⑦-②-③)	
差引税額 ⑨ (②+③-⑦付表3③)	984300
中間納付税額 ⑩	400000
納付税額 ⑪ (⑨-⑩)	584300
中間納付還付税額 ⑫ (⑪-⑨)	00
この申告書既確定税額が修正申告である場合 ⑬	
差引納付税額 ⑭	00
この課税期間の課税売上高 ⑮	172095238
基準期間の課税売上高 ⑯	172346956
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税控除不足還付税額の課税標準となる消費額 ⑰	
差引税額 ⑱ (付表4⑮付表3⑯)	984300
譲渡付額 ⑲ (⑰×25%)	
割納税額 ⑳ (⑲×25%)	246000
中間納付譲渡割額 ㉑	100000
納付譲渡割額 ㉒ (㉑-㉑)	146000
中間納付還付譲渡割額 ㉓ (㉒-㉑)	00
この申告書既確定税額が修正申告である場合 ㉔	
差引納付譲渡割額 ㉕ (㉔-㉔)	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖	730300

㊂=(⑪+㉖)-(⑮+㉖+㉗+㉘)・修正申告の場合㊂=㊂+㉖

㊂が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付 記 事 項 参 考 事 業 区 分 項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	31
	延払基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	34
	規則22条1項の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	35
	区分課税売上高(免税売上高を除く)	売上割合%	
	第1種 93,333	54.2	36
	第2種 56,857	33.0	37
	第3種		38
第4種 20,000	11.6	39	
第5種 1,904	1.1	42	
計 172,095			
特例計算適用(令57③)	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	40	
課税標準額 ① 4% 分	174,761	千円	
② 旧税率 3% 分		千円	
内訳 ③ 4% 分	6,990,440	円	
④ 旧税率 3% 分		円	
⑤ 4% 分		円	
限界控除税額(付表3②)		円	
還付を受けようとする金融機関等			
i 預金 口座番号			
ii (窓口受取りの場合は、郵便局名のみ書いてください。) 郵便局			
貯金記号番号(郵便貯金振込みの場合)	-		
※税務署整理機			
税理士署名押印 (電話番号)			

付表5 控除対象仕入税額の計算表

簡易

		課税期間 10・10・1~11・9・30	氏名又は名称 (株)全国石油販売		
項 目		金 額			
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）		円 ① 6,990,440			
貸倒回収額に係る消費税額（申告書③欄の金額）		②			
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）		円 ③ 106,666			
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額（①+②-③）		円 ④ 6,883,774			
1種類の事業の専業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%）		⑤ ※申告書④欄へ			
2種類以上 の事 業 を 営 む 事 業 者 の 場 合	課税 売上 高 に 係 る 消 費 税 額 の 計 算	区 分	事業区分別の課税売上高（税抜き）	左の課税売上高に係る消費税額	
	事業区分別の合計額	⑥	円 172,095,238 ※申告書「事業区分」欄へ	円 6,883,809 ⑫	
	第一種事業（卸売業）	⑦	円 93,333,334 % 54.2 ※〃	円 3,733,333 ⑬	
	第二種事業（小売業）	⑧	円 56,857,143 % 33.0 ※〃	円 2,274,285 ⑭	
	第三種事業（製造業等）	⑨	円 20,000,000 % 11.6 ※〃	円 800,000 ⑮	
	第四種事業（その他）	⑩	円 1,904,761 % 1.1 ※〃	円 76,190 ⑯	
控除対象仕入税額の計算式区分					
特 例 計 算 を 適 用 す る 場 合	原 則 計 算 を 適 用 す る 場 合 ④×みなし仕入率 [(⑪×90%+⑫×80%+⑬×70%+⑭×60%+⑮×50%) / ⑯]		算 出 額 円 5,697,493 ⑯		
	1種類の事業で75%以上 (⑦/⑥・⑧/⑥・⑨/⑥・⑩/⑥・⑪/⑥) ≥75% ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%）		円 5,880,350 ⑯		
2種類の事 業で 75%以 上 の 場 合	2種類の事 業で 75%以 上 の 場 合	(⑦+⑧) / ⑥ ≥ 75% (⑦+⑨) / ⑥ ≥ 75% (⑦+⑩) / ⑥ ≥ 75% (⑦+⑪) / ⑥ ≥ 75% (⑧+⑨) / ⑥ ≥ 75% (⑧+⑩) / ⑥ ≥ 75% (⑧+⑪) / ⑥ ≥ 75% (⑨+⑩) / ⑥ ≥ 75% (⑨+⑪) / ⑥ ≥ 75% (⑩+⑪) / ⑥ ≥ 75%	④× [⑯×90% + (⑯-⑯) × 80%] / ⑯ ④× [⑯×90% + (⑯-⑯) × 70%] / ⑯ ④× [⑯×90% + (⑯-⑯) × 60%] / ⑯ ④× [⑯×90% + (⑯-⑯) × 50%] / ⑯ ④× [⑯×80% + (⑯-⑯) × 70%] / ⑯ ④× [⑯×80% + (⑯-⑯) × 60%] / ⑯ ④× [⑯×80% + (⑯-⑯) × 50%] / ⑯ ④× [⑯×70% + (⑯-⑯) × 60%] / ⑯ ④× [⑯×70% + (⑯-⑯) × 50%] / ⑯ ④× [⑯×60% + (⑯-⑯) × 50%] / ⑯	⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯	5,880,350 5,880,350 5,880,350 5,880,350 5,880,350 5,880,350 5,880,350 5,880,350 5,880,350 5,880,350
	【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による⑯~㉙の内から選択した金額)		※申告書④欄へ ㉙ 5,880,350		

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑪の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。

この手引書に書かれている内容についてご不明の点があるときや、
“こんなときはどう対応すればいいのか”といったご質問等が
ありましたら、以下にお問い合わせください。

問合わせ先

全国石油商業組合連合会（全石商）業務部

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館
TEL 03(3593)5831
FAX 03(3593)5830

または最寄りの都道府県石油組合までお願ひいたします。

発行 社団法人全国石油協会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-8
千代田ハウス
TEL 03(5251)2201 FAX 03(5251)0590

(この手引書は消費税転嫁円滑化基金により作成したものです。)
